

地方議会議員共済会による 所得情報取得についての許諾書

私は、以下に定める使用条件のとおり、都道府県議会議員共済会が、私の住民登録を行っている市区町村から、私の所得情報を下記の使用目的のために取得することについて、許諾します。

1 使用条件

取得する所得情報は、使用目的にある算定に必要な情報のみとし、使用目的に掲げる用途以外に使用しないこと。

また、取得した情報は適切かつ安全に管理し、適正な保護策を講じた上で保管すること。

2 使用目的

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 56 号）附則第 4 条に規定する地方議会議員であった者に支給する退職年金の支給停止額を算定するため。

令和 年 月 日

都道府県議会議員共済会会長 殿

年金証書番号	—
氏名	①
住所	〒 —

【地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 56 号)附則第 4 条第 2 項】
平成 23 年 9 月分以後の月分の旧退職年金については、これを受ける者の旧退職年金の年額と前年における所得金額（旧退職年金並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条に規定する議員報酬、費用弁償及び期末手当並びに同法第 203 条の 2 に規定する報酬及び費用弁償に係る所得のうち当該旧退職年金の基礎となった在職期間に係るものの金額を除く。）との合計額が 700 万円を超える場合は、当該合計額から 700 万円を控除して得た額に 2 分の 1 を乗じて得た金額（以下この項において「支給停止額」という。）に相当する金額の支給を停止する。ただし、支給停止額が当該旧退職年金の年額を超える場合には、その支給を停止する金額は、当該旧退職年金の年額に相当する金額を限度とする。